【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士　　中島　徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年11月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	沢井製薬株式会社
証券コード	4555
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（第１部）

【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクトリア・ストリート160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　上村　直子
電話番号	03-3288-7000

２【提出者（大量保有者）／２】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ドレイファス・コーポレーション (The Dreyfus Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10166、ニューヨーク、パーク・アヴェニュー200
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　上村　直子
電話番号	03-3288-7000

３【提出者（大量保有者）／３】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク、ワン・ウォール・ストリート
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　上村　直子
電話番号	03-3288-7000

４【提出者（大量保有者）／４】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston Company Asset Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州 02108-4408、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、メロン・フィナンシャル・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　上村　直子
電話番号	03-3288-7000

５【提出者（大量保有者）／５】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ニュートン・キャピタル・マネジメント・リミテッド (Newton Capital Management Limited)

住所又は本店所在地	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクトリア・ストリート160
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所　弁護士　上村　直子
電話番号	03-3288-7000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年11月24日
訂正箇所	平成26年11月28日に提出しました変更報告書No.2の根拠条文に不備がございましたので、訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【根拠条文】　法第27条の26第2項第1号

（訂正後）

【表紙】

【根拠条文】　法第27条の26第2項第2号